

平成28年9月5日
四国地方整備局

港湾施設の効果的な老朽化対策の推進、安全性の確保に向けて ＝『第1回港湾等メンテナンス会議』開催＝

港湾施設の老朽化等による機能不全等に適切に対応するとともに、既存港湾施設の将来に亘る効率的・効果的な維持・更新を計画的に進めるため、四国地方整備局では港湾管理者と共に港湾等メンテナンス会議を設置しています。

28年度は、港湾等メンテナンス会議の下に担当者ワーキンググループ（WG）を新たに設置、WGにおいて担当者の技術力アップを図る取り組み（四国地方整備局の老朽化対策現場での点検等の実習）を進めるとともに、港湾管理者の実態に則した課題を抽出、対応の方針を検討し、港湾等メンテナンス会議で取りまとめる予定です。

（構成機関は別紙－1参照）

【日 時】平成28年9月7日（水）15：00～17：00

【会 場】高松サンポート合同庁舎 低層棟2階アイホール
（香川県高松市サンポート 3-33）

※合庁南館新設工事のため駐車場は御座いませんので、公共交通機関等をご利用願います。

※報道機関の皆様へ

会議は非公開ですが、冒頭挨拶（議事開始前）まで傍聴及び撮影が可能です。

傍聴を希望される場合は、9月6日（火）12時までに、件名（第1回港湾等メンテナンス会議傍聴希望）、氏名（ふりがな）、所属機関、連絡先（メールアドレス、電話番号）を明記した電子メールをアドレス「takagi-y86s3@mlit.go.jp」宛にお送りください。

<本施策は、四国圏広域地方計画「No.1 南海トラフ地震を始めとする大規模自然災害等への「支国」防災向上プロジェクト」の取り組みに該当します。>

（問い合わせ先）国土交通省 四国地方整備局 港湾空港部 港湾事業企画課

課長 小田 幸伸（内線 6471） Tel：087-851-8061（代表） 087-811-8331（直通）

(構成機関)

会 長
会 員

四国地方整備局 港湾空港部 港湾空港企画官
四国地方整備局 小松島港湾・空港整備事務所長
四国地方整備局 高松港湾・空港整備事務所長
四国地方整備局 松山港湾・空港整備事務所長
四国地方整備局 高知港湾・空港整備事務所長
四国地方整備局 高松港湾空港技術調査事務所長
徳島県 県土整備部 運輸戦略局 運輸政策課長
香川県 土木部 港湾課長
愛媛県 土木部 河川港湾局 港湾海岸課長
高知県 土木部 港湾・海岸課長
坂出市 建設経済部 みなと課長
今治市 農水港湾部 港湾建設課長
新居浜港務局 港湾課長
八幡浜市 産業建設部 水産港湾課長
東かがわ市 事業部 建設課長
さぬき市 建設経済部 建設課長
高松市 都市整備局 河港課長
丸亀市 建設水道部 建設課長
三豊市 建設経済部 港湾水産課長
観音寺市 建設部 建設課長
松山市 都市整備部 空港港湾課長
西予市 産業建設部 建設課長
宇和島市 建設部 建設課長
多度津町 建設課長
土庄町 建設課長
小豆島町 企画振興部 建設課長
直島町 建設経済課長
上島町 産業建設部 建設課長
伊方町 産業建設課長

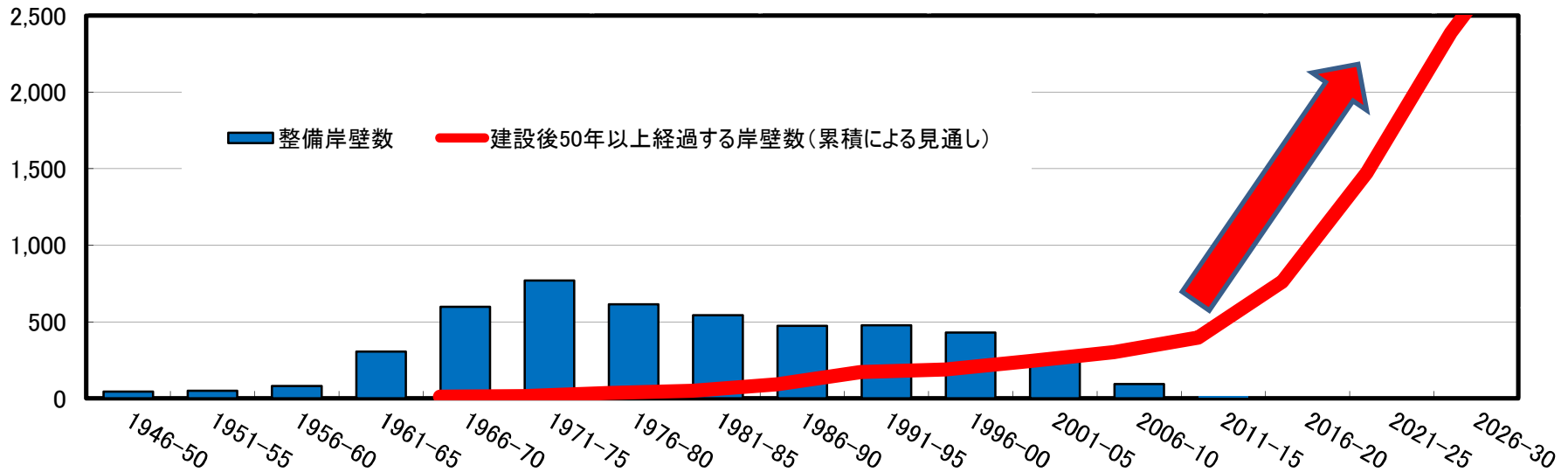
オブザーバー

国土交通省 国土技術政策総合研究所
国立研究開発法人 港湾空港技術研究所
海洋・港湾構造物維持管理士会

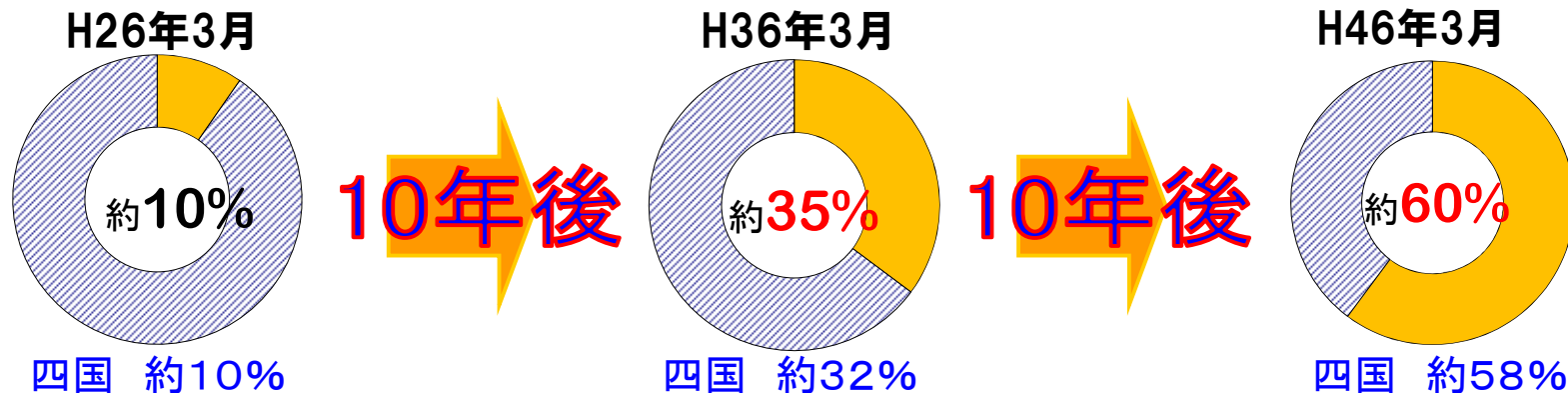
急速に進行する港湾施設の老朽化

- 着実なストック整備の一方で、高度経済成長期に集中的に整備した施設の老朽化が進行。
- 港湾の基幹的役割を果たす係留施設では、建設後50年以上の施設が平成26年3月の約10%から、平成46年3月には約60%に急増。（四国内の港湾も同様の傾向で推移）

＜各年度に整備した係留施設数と供用後50年を経過する公共岸壁の推移＞



＜供用後50年以上経過する岸壁の割合＞



※国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾、地方港湾の公共岸壁数（水深4.5m以深）：国土交通省港湾局調べ

老朽化対策にあたっては、全ての港湾管理者等において、維持管理に係る課題解決に向けた取組が必要であることから、連絡会議のもと、「港湾等メンテナンス会議」を設置する。

1. 目的

港湾施設及び海岸施設の維持管理に関し、国及び港湾管理者等の連携・支援による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 体制

会 長：四国地方整備局港湾空港企画官

会 員：港湾管理者(県、市町等)、

四国地方整備局港湾空港部

事務局：四国地方整備局(維持管理担当課)

オブザーバー：国土技術政策総合研究所、港湾空港技術研究所、
海洋・港湾構造物維持管理士会

3. 開催目標

港湾等メンテナンス会議を年1回以上開催

4. 当面の取組事項

①維持管理状況の把握

- ・維持管理計画(長寿命化計画)の策定状況及び未策定施設に対する対応方針に関する報告(管理者より)
- ・次年度、点検診断を実施する施設の報告(管理者より)

②維持管理体制の確保に向けた検討

- ・民間技術者の活用

③港湾施設及び海岸保全施設の維持管理に関する情報共有

- ・インフラ長寿命化計画等に関する情報の共有
- ・研修・基準類の説明、周知
- ・損傷事例や対応事例に関する情報の共有
- ・点検、措置状況に関する情報共有